

# 中部電気工事協力会連合会会則

昭和 21 年 9 月 1 日制定	平成 4 年 5 月 15 日改訂
昭和 44 年 5 月 23 日改訂	平成 7 年 5 月 15 日改訂
昭和 49 年 5 月 24 日改訂	平成 11 年 5 月 18 日改訂
昭和 56 年 5 月 15 日改訂	平成 13 年 5 月 18 日改訂
昭和 59 年 5 月 18 日改訂	平成 14 年 5 月 16 日改訂
昭和 60 年 5 月 17 日改訂	平成 24 年 5 月 17 日改訂
昭和 63 年 5 月 20 日改訂	

## 第 1 条（名 称）

本会は、中部電気工事協力会連合会と称する。

## 第 2 条（所在地）

本会は、名古屋市東区東桜一丁目 2 番 1 4 号に置く。

## 第 3 条（目的及び事業）

本会は、電気工事を通じて需要家電気設備の保安確保に努めることを理念とし、次の事業を推進するとともに工事者、電力会社ならびに保安協会等会員相互の緊密なる連携と親睦を図って、需要家サービスの向上を期することを目的とする。

1. 工事者の技術、技能の向上
2. 工事方法ならびに工事用品の改善
3. 作業安全の確保
4. その他

## 第 4 条（会 員）

本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

愛知県名古屋電気工事協力会  
静岡県電気工事協力会  
三重県電気工事協力会  
岐阜県電気工事協力会  
長野県電気工事協力会  
愛知県東部電気工事協力会  
中部電力株式会社  
株式会社トーエネック  
一般財団法人中部電気保安協会

## 社団法人中部電気管理技術者協会

### 第5条（役員）

本会には、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	6名
理 事	13名以内
幹 事	若干名
会計監事	2名

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じ、その補充として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

### 第6条（会長及び副会長）

会長は、総会において選任する。ただし、やむを得ない場合は、総会構成者の承認を得て理事会で選任する。

- 2 県協力会会長が会長に選任された場合は、県協力会会長の職務代行者1名を置くことができる。
- 3 副会長は、各県協力会の会長及びその代行者が務める。
- 4 会長は、本会を代表し総会及び理事会を招集し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって職務を代行する。

### 第7条（理事）

理事は、各県協力会の副会長とし、専務理事は理事会において選任する。ただし、理事については各県協力会2名以内とする。

### 第8条（幹事）

幹事は、会長が委嘱する。

### 第9条（会計監事）

会計監事は、総会において選任する。

- 2 会計監事は、会計事務を監査し、通常総会において監査結果を報告する。

#### 第 10 条（顧問、相談役）

会長は、本会の円滑な運営をはかるため、顧問及び相談役を委嘱することができる。

#### 第 11 条（会 議）

本会には、総会、理事会、総務会及び委員会を置く。

#### 第 12 条（総 会）

通常総会は、原則として年 1 回とし、5 月に開催する。

- 2 会長が必要と認めるときは、随時臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は役員、顧問、相談役ならびに各県協力会の理事及び顧問で構成する。ただし、各県協力会理事の出席者定数は各 3 名とする。
- 4 総会の議長は、会長が務める。
- 5 総会は、構成員の 2 / 3 以上の出席をもって成立し、議事は構成員の過半数の賛成をもって決定する。
- 6 次の事項は、総会に提案しなければならない。
  1. 事業報告及び収支決算
  2. 事業計画及び収支決算
  3. 会則の改訂
  4. 上記各号の他、理事会において必要と認めた事項

#### 第 13 条（理事会）

理事会は、必要の都度開催する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が議長となり、総会の議決事項以外の重要な事項について審議する。
- 4 顧問及び幹事は、会長の招集により理事会に出席する。

#### 第 14 条（総務会）

総務会は、会長、副会長、専務理事及び中部電力㈱幹事をもって構成し、本会の円滑な業務運営に務める。

- 2 会長は、総務会を招集し会務を統括する

#### 第 15 条（委員会）

本会の業務運営に関し、理事会等の諮問に応じ、調査審議するため安全技術委員会を置く。

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会を分担する副会長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。
- 5 委員長は、委員のうちから予め委員長代行を指名する。

#### 第 16 条（経 費）

本会の運営に要する経費は、会員が負担する会費及びその他の収入をもって充当する。

#### 第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

#### 第 18 条（事務局）

本会は、所在地に日常業務を担当する事務局を置く。

- 2 事務局には、会長が任命する事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局を管理する。

以上